

**令和7年(フ)第56号**

栃木県那須郡那須町大字漆塚133番地1  
破産者 クローバーホーム株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和7年(フ)第271号**

群馬県前橋市南町三丁目50番地2 プラザアン  
2階D-78

破産者 株式会社Qarte

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第62号**

千葉県香取郡東庄町笹川ろ324番地71

破産者 四ツ家寿浩

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐原支部

**令和8年(フ)第12号**

長野市南千歳一丁目3番地7 アイビスクエア  
ビル605

破産者 株式会社Recios

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所民事部破産係

**令和5年(フ)第2505号**

名古屋市港区油屋町4丁目15番地

破産者 株式会社クレアス技研

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第3003号**

大阪市中央区南船場2丁目2番28号

破産者 株式会社アイティエンド(旧商号シ  
ソーラス株式会社)

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4425号**

大阪府茨木市寺田町9番26号グレースビル2  
階

破産者 マザーシップ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6144号**

大阪市北区曽根崎2丁目10番15曽根崎セン  
タービル2F

破産者 株式会社INNOCENCE

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6162号**

大阪市西区新町3-8-18西長堀ビジネス  
ゾーン602

破産者 アークル株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6167号**

大阪府東大阪市豊浦町12番11号、商業登記簿  
上の本店所在地大阪府東大阪市豊浦町15番2  
号

破産者 株式会社ecru

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第318号**

福岡県小郡市三沢3963番地1 コンフォール  
メゾン103号

破産者 井本 將義

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第1691号**

東京都町田市山崎町635番地2 ドルフィン201

破産者 渋谷 陽子

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第1692号**

東京都町田市山崎町635番地2 ドルフィン201

破産者 渋谷 一馬

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第301号**

東京都清瀬市上清戸一丁目10番7号

破産者 フューチャー・シーフード・ジャパン  
合同会社

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第422号**

東京都あきる野市草花688番地22

破産者 佐藤 朋子

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第34号**

三重県四日市市小杉町379番地1

破産者 有限会社ユニオン

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所四日市支部破産係

**令和8年(フ)第21号**

三重県桑名市大字額田282-1 FAMIL  
I O C101号、住民票上の住所三重県桑名  
市三ツ矢橋36番地11 キャッスルハイツ桑名  
803号

破産者 江川 雅紀

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第452号**

滋賀県栗東市小柿八丁目3番19号

破産者 株式会社アダムス

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第1227号**

京都市下京区七条通油小路東入大黒町227番  
地第2キョートビル402

破産者 株式会社鮮魚しらいし

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第5民事部破産係